

## 令和元年度

### 給水装置・排水設備工事及び水道施設工事等に関する担当者会議

開催日	令和2年1月28日(火)
場所	宮崎市上下水道局4階大会議室
議題	給水装置工事、排水設備工事に関すること 水道施設工事に関すること 下水道工事に関すること

#### 出席者

##### 宮崎市上下水道局

###### 管理部給排水設備課

徳永達則 課長補佐兼管理係長、黒木寿博 主幹兼給水装置係長、

倉永秀司 排水設備係長、門川桂也 主任技師

###### 水道部水道整備課

田ノ上祝詞 建設第一係長、鈴木伸一 建設第二係長

###### 下水道部下水道整備課

福川紀宏 課長補佐兼建設第一係長、平野正人 維持係長

##### 宮崎管工事協同組合

前田昭彦 副理事長

下水流靖紀 理事(工事委員長)

坂本史郎 理事(厚生委員長)

池田晃三 工事委員

高橋俊典 工事委員

川崎剛嗣 事業部長

日高和規 統括課長

門川正樹 工務課長

質 問 及 び 意 見		
No	給水装置工事、排水設備工事に関すること（給排水設備課）	
質 問	回 答	
1	<p>①宮崎市水道事業関係例規集の最新版や改訂等を、PDF等のデータで配布する事とかはできないでしょうか？</p>	<p>①宮崎市水道事業関係例規集は無料配布ではないため、新規指定給水装置工事事業者や購入希望の設計事務所等には購入いただいております。 また、例規集が改訂された際には案内を行った上で、購入希望の指定給水装置工事事業者に販売を行っております。 なお、例規集購入後のデータ化に関しては、購入者の判断で行ってもらって結構です。 ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p>
2	<p>①事前着工届は一部の工事(土間配管)のみとなっているので、外部先行配管も含めた事前着工届にして頂きたい。</p> <p>②宮崎市水道事業関係例規集を購入しましたが、印刷の質が悪く、申請用紙の様式等(協議書、請書)をコピーしても使えない為、ホームページに様式の掲載、又は綺麗に製本した冊子の販売をして頂きたい。</p>	<p>①事前着工出来る箇所については、建築の進捗に影響を与えると考えられる土間配管や建物の天井配管等のみ許可しておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。 なお、緊急性を要する修繕工事の場合や国県道の占用許可が遅れる場合など管理者が認める場合は、この限りではありません。</p> <p>②今後、ホームページへの掲載について検討していきたいと思っております。 なお、例規集についても、印刷の質の向上を検討していきたいと考えていますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。 また、様式をコピーしたことで写りが悪くなった場合でも、それを利用してもらうことに問題はありません。</p>
3	<p>①宮崎市水道事業関係例規集(給水条例集の製本版)の発行予定はいつ頃でしょうか？</p> <p>②漏水修理に係る申請は、単に写真だけで済ませるとか、もっと簡単に簡易な手続きにしてほしい。</p>	<p>①宮崎市水道事業関係例規集については、昨年10月の水道法改正に伴い、現在、改訂を検討している状況です。 本年6月～7月に開催予定の給水装置工事事業者講習会の際に改訂版の案内を行い、秋以降に販売できるよう準備しておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>②給水装置工事の申込み及び申請書様式については、宮崎市水道事業給水条例第4条第1項及び宮崎市水道事業給水条例施行規程第3条第1項により定められています。 なお、宅内漏水による修繕工事の際は、その都度、相談(事前着工届の提出を要する場合あり)していただき、管理者の承認を得て、事後申請して下さい。 なお、工事完了後は、完成検査は行わず、承認申請書及び工事写真の提出のみとさせていただきます。 簡素化を図っておりますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。</p>

4	<p>①漏水修理工事を施工する前に給水装置工事承認申請書を提出することになりましたが、緊急を要する工事に必要なのでしょうか。</p> <p>一刻も早く修理してほしい市民のためにはならないのではないのでしょうか？</p> <p>○修繕工事は時間の割には収益が少ないので、施工する業者が少ない現状です。</p> <p>このような形式的なことを続けていくと、ますます施工する業者がいなくなるのではと危惧します。</p> <p>そうなると一番困るのは市民ですので、もっと大局的な判断をしていただきたい。</p>	<p>①給水装置の新設、改造、修繕(厚生労働省令で定める軽微な変更は除く)又は撤去を行う際は、宮崎市水道事業給水条例第4条第1項により工事の申込みを行い、管理者の承認を受けなければならないと定められていますので、ご理解、ご協力をよろしくお願ひします。</p> <p>なお、局が緊急性を要すると認める宅内漏水における修繕工事については、事前着工を認めていることから、その都度、相談(電話でも良い)していただき、承認を得たうえで事前着工を行い工事完了後に事後申請していただきますようお願いいたします。</p> <p>* 土日・祝日等の閉庁日については、直近の開庁日に行っていただければ結構です。</p>
5	<p>①「公共汚水柵、取付管の確認申請」がなくても、公共柵確認中と記してから、排水設備の申請を受け付けてほしい。</p>	<p>①宅内排水設備は公共汚水柵に接続することが前提となる設備ですので公共汚水柵の設置は必須となります。</p> <p>現状においては、排水設備等新設等計画確認申請書に下水道整備課の「公共柵設置申請受付中」との記載があれば、排水設備等新設等計画確認申請書の受付はしております。</p> <p>ただし、公共柵設置等の確定はしておりませんので、注意が必要となります。</p>
6	<p>①家屋からの排水を排水本管に平面的に繋ぐ場合、排水本管の下流側に向けて45度が基本となっているが、90度でも施工できるようにならないのでしょうか？</p> <p>○排水枝管は45度インバート柵に加え90度インバート柵(Y, YS)(3.0m以内)で、トイレ排水は3cm落差付き90度合流インバートで施工できないのでしょうか？</p> <p>理由は、家屋からは排水本管に対して90度で配管してくるが、排水本管部分だけ45度になると、作業効率が劣り、また作業スペースが狭い場合は施工が非常に難しくなるため。</p>	<p>①枝管から本管への合流の際には、本管上流への逆流を可能な限り防止し、本管のつまりや流れの悪化を防ぐために、45度インバート柵での接続を基本としています。</p> <p>敷地の都合等で作業スペースが狭く、45度インバート柵での施工ができない場合は、ご相談ください。</p>

<p>7</p> <p>①お客様とのトラブル・クレームを回避する為にも浄化槽廃止届をそのまま廃棄物対策課に送るだけでなく、排水設備係にも受付の有無を記録として残して頂きたい。</p> <p>②申請受付時間を指定工事店への書類告知もなく張り紙だけで変更するのをやめて頂きたい。 午後の受付は事前連絡が必要と突然伝えられ受付拒否された為。</p> <p>③給水装置係のパソコンでの閲覧システムを排水設備係にも導入して頂きたい。</p>	<p>①浄化槽廃止届は本来廃棄物対策課に提出するものですが、指定工事店の皆さんの本庁への移動の煩雑さを減らすため給排水設備課でもお預かりしております。 完了届に挟まれた浄化槽廃止届は、検査完了の次月初にまとめて廃棄物対策課へ発送しておりますので、場合によっては廃棄物対策課へ届くまでに時間を要することもあります。 お客様とのトラブル等の心配がある場合には、直接、廃棄物対策課へ提出いただきますようご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>②告知の方法につきましては、掲示のみでの周知としていたことで、皆さんにはご迷惑をお掛けしました。申し訳ありませんでした。 今後、周知方法の検討をしていきたいと考えています。 告知の内容につきましては、午後は現地調査や会議、その他の業務に時間を取られることから、申請書受付は出来るだけ午前中をお願いしたい旨の告知をしたところです。 諸事情によりどうしても午後の申請書受付が必要な場合には、お待たせすることがありますが、事前にご連絡を頂ければ、職員が在席している時間等を勘案してご返答しておりますので、お待たせすることが少なくなります。 趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。</p> <p>③排水設備の閲覧システムについては、システムの根幹データである過去の台帳のスキャンの完了までに、まだ数年掛かることや、システム構築に掛かる費用の問題等があります。 現状においても、指定工事店からの排水設備閲覧の申請書が提出されれば紙ベースではありますが、閲覧は可能となっておりますので当面は現状のままをお願いいたします。</p>
---	---

No	2 水道施設工事に関すること（水道整備課）	
	質 問	回 答
1	<p>①本管工事の積算単価として使用する建設物価や積算資料の単価は実状より安く記載されている場合があるので、その単価の真実性をしっかり確認してから採用してほしい。</p> <p>○理由は、設計変更時に価格とその根拠を教えてもらえず、後日情報公開請求すると、価格根拠は積算資料からで、さらにその単価が実際の取引単価より低い価格で設定されていることがあったので。</p>	<p>①宮崎市では積算単価を採用する際に、宮崎市設計単価決定要領に基づき決めております。その際に県単価以外の単価を採用する場合は、基本的に建設物価及び積算資料の単価を採用することとなっております。</p> <p>質問の内容にあります実際の取引価格との格差については、県内及び全国の市町村でも同様な低い単価及び高い単価の状況が発生していると思っておりますので、ご理解をお願いします。</p>
2	<p>①本管工事等を工期内に完成していても、材料増減に伴う積算事務や担当の休みの都合等で工期延長を局担当者から言われる事があります。</p> <p>その際、工期延長協議書の変更理由は他の事を記入して提出するよう要望されます。</p> <p>結果、工期延長、保険の延長、変更契約に伴う事務処理は業者の負担になっているので、是正してほしい。</p> <p>②ガードマンの入札単価と実状の単価に差が大きいため、関係各課と協議して単価設定する機関に要望するなどして是正してほしい。</p> <p>安全のためにガードマンの人数を増やせば赤字になるのが現状です。 (入札 約1万円/人・日、実状1.5万円/人・日)</p>	<p>①工事の設計変更に伴う積算事務につきましては、工事の規模によっても異なりますが、最終的な工事数量が提出されてから変更契約締結まである程度の日数が必要となり、また工期内の変更契約が原則であります。</p> <p>このような積算事務に要する日数は必要と考えておりますが、担当職員の休暇等で工期延長をしなくてはならない案件等につきましては、職員に対し指導したいと思っております。</p> <p>②平成30年度も回答しておりますが、交通誘導員の単価につきましては、県単価を採用していることから、変更は出来ないと考えております。</p> <p>また、平成29年度より交通誘導員の単価は、直接工事費に計上されていることから、経費にも反映されるようになっておりますので、ご理解をお願いします。</p>
3	①ガードマンに係る経費を考慮願いたい	①NO,2②の回答と同様
4	<p>①設計積算に使うガードマン単価(15,000円)を上げてほしい</p> <p>②メカ帽設置のみの工事など掘削量の非常に少ない工事には、超小規模工事の積算単価を使ってほしい。</p>	<p>①NO,2②の回答と同様</p> <p>②1箇所当りの掘削量が少量の場合は、現場状況を勘案した上で、水道事業事務必携・土木工事標準歩掛に基づき積算を行って参ります。</p>

5	<p>①耐震金具の写真、チェックリストについて</p> <p>○ポリスリーブ施工後の写真でたわみ(5cm以上)等を週一で報告する意味あるのでしょうか？</p> <p>○連結バンドをテーパ一面にあてるのはわかりますが、締付バンドを施工した後、少しの接触等でずれることがあると思います。 締付バンドの取付位置を管理していれば、わざわざ掘削検査する必要はないと思いますので、是正してほしい。</p> <p>②連絡工及び給水もれ確認が金曜日及び休日前に出来ない状況です。 近隣対策等がからんでも出来ないのでは是正してほしい。</p> <p>③塩ビ管施工時の布設延長に異形管のL2寸法が入らないのはなぜですか？</p>	<p>①耐震離脱防止金具のポリスリーブ被覆については、適切な施工を行わないと地震時における正常な機能発揮が出来なくなります。 また、ポリスリーブ被覆が損傷すると、部材本来の耐用年数の確保が困難となり、漏水等の原因にも繋がります。 このようなことから、金具及びポリスリーブ被覆の施工については、十分な施工管理が必要と考えますが、管理方法については、今後検討したいと思っておりますので、決定次第お伝えします。 次に耐震金具の施工手順についてはメーカー仕様を参考としていますが、仕様に沿った設置状況を確認するために、写真管理をお願いしています。 写真管理等に不備があった場合、機能上問題ないことが確認できれば再確認は行わないことで対応したいと考えていますが、管理には十分に配慮をお願いします。</p> <p>②連絡工及び給水もれ確認を休日前に行った場合、緊急時に迅速な対応が出来ない場合があります。 これまで同様、作業工程の調整を含め対応をお願いします。 尚、特別な場合においては、その都度協議して判断します。</p> <p>③異形管のL2寸法については、これまでは寸法が小さいこともあって計上していなかった。 L2寸法を計上する場合、数量算出や施工管理が細かくなることが考えられます。 今後検討していきたいと思っておりますが、当面はこれまで同様の対応を考えています。</p>
6	<p>①大口径の布設時の掘削幅について 今の設計の幅では接合がやっとの状態なので設計する際は、もう少し広くして頂きたい。</p> <p>②発生土運搬費について 市街地の工事では設計の運搬距離4kmとかでは、残土処分場はみつからないので、是正してほしい。</p> <p>③夜間工事の場合、休日が苦情や作業日制限で週休2日以上になっています。 稼働日数が少ないと経費もかかりますので、労務費、機械経費、間接工事費の補正はできないでしょうか。</p>	<p>①九州管内の8市(福岡市、北九州市、長崎市、佐賀市、大分市、熊本市、鹿児島市、那覇市)に状況調査を実施した結果、全市、水道実務必携に基づき設計しているため、ご理解をお願いします。</p> <p>②建設発生土の受入場所については、発注時での指定処分を行うよう、検討を行っております。 新しい方法については、令和2年度から導入予定ですが、詳細については決定次第お伝えします。</p> <p>③週休二日工事の積算については、近年宮崎県において試行している段階となっており、宮崎市上下水道局では、現在、採用について検討中ですので、決定次第お伝えします。</p>
7	<p>①新設管を布設できる場所がないことがあったので、設計段階である程度、既設埋設物の調査がされていれば良いと思う。</p>	<p>①既設埋設物については、設計時に各埋設事業者を確認を行っておりますが、全ての埋設物の詳細な位置は、事業者も把握できていない状況です。 今後も、設計時にはできる限りの調査を行うよう努めますが、本管施工時には手戻りがないよう、埋設物の詳細な位置については、試掘で確認していただきますようお願いいたします。</p>

No.	4. その他（下水道整備課）	
	質 問	回 答
1	<p>①公共樹設置工事の写真管理が年々増加しています。</p> <p>必要な管理写真とは思いますが、管理数を増加させるだけではなく、減らせる項目がないかも検討してほしい。</p>	<p>①今年度は、道路管理者から道路側溝下部掘削後の埋戻しについて、転圧状況写真を提出するよう指導があり、工事に関する写真管理項目が追加されています。</p> <p>近年、道路管理者から適正な施工を示す写真の提出を求められる項目が多くなっており、それに伴い写真管理も増加している状況です。</p> <p>必要な範囲で写真管理をお願いしておりますが、具体的にこの部分の写真管理を簡略化したいとの申し出があれば、道路管理者と協議を行いたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>
2	<p>①公共樹設置工事の自己負担工事に関して、許可が下りるのに時間がかかりすぎのように思いますので、なるべく早目の対応を願いたい。</p>	<p>①自己負担の公共樹設置申請書を受領した後、公共樹設置申請の審査及び、道路管理者の占用許可が必要となります。</p> <p>これらの事務手続きには、一定の期間が必要となりますが、できる限り迅速に、公共樹設置許可ができるよう、公共樹設置申請に対する審査期間の短縮、速やかな道路占用許可申請書の提出に努めるとともに、道路占用許可に関して、事務の簡素化が図れないか道路管理者との協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
3	<p>①公共樹設置工事の許可が下りるのが遅すぎます。</p> <p>2年くらい前までは申請して2週間くらいで下りていたが、年々遅くなるのはどういうことでしょうか。</p>	<p>①平成28年度中頃までは、市道管理者に対して工事届出書を提出することで、公共樹設置許可を下ろすことが可能でしたが、それ以降は、道路管理者において、道路占用許可を受けるよう事務手続きが変更されたことから、公共樹設置許可が下りるまで事務手続きに期間を要するようになっていました。</p>